

2. 障害のある子供に対する福祉の推進

(1) 障害児保育の推進

厚生労働省においては、障害のある児童の保育所での受入れを促進するため、1974年度より障害児保育事業において保育所に保育士を加配する事業を実施してきた。

当該事業については、事業開始より相当の年数が経過し、保育所における障害のある児童の受入れが全国的に広く実施されるようになったため、2003年度より一般財源化し、2007年度より地方交付税の算定対象を特別児童扶養手当の対象児童から軽度の障害のある児童に広げる等の拡充をしている。

また、2015年度より施行した子ども・子育て支援新制度においては、①保育所、幼稚園、認定こども園において、障害のある児童等の特別な支援が必要な子供を受け入れ、地域関係機関との連携や、相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者を配置、②新設された地域型保育事業について、障害のある児童を受け入れた場合に特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人の配置を行っている。

さらに、保育現場におけるリーダー的職員を育成するため、2017年度より開始した「保育士等キャリアアップ研修」の研修分野に「障害児保育」を盛り込み、障害児保育を担当する職員の専門性の向上を図っている。

なお、障害児保育の研修分野を含めた保育士等キャリアアップ研修を修了し、リーダー的職員となった者に対して、その取組に応じた人件費の加算を実施している。

加えて、障害児保育に係る地方交付税について、2018年度には、措置額を約400億円から約880億円に拡充するとともに、障害児保育に係る市町村の財政需要を的確に反映するため、各市町村の保育所等における「実際の受入障害児数」（2020年度以降、障害児保育のための加配職員数に2を乗じた数（以下本章では「加配対象受入障害児数」という。）を上回る場合は、加配対象受入障害児数）に応じて地方交付税を算定することとした。

このほか、障害のある児童を受け入れるに当たりバリアフリーのための改修等を行う事業を実施している。

■ 図表3-4 障害児保育の実施状況推移



注：各年度3月31日時点
資料：厚生労働省

(2) 放課後児童クラブにおける障害のある児童の受入推進

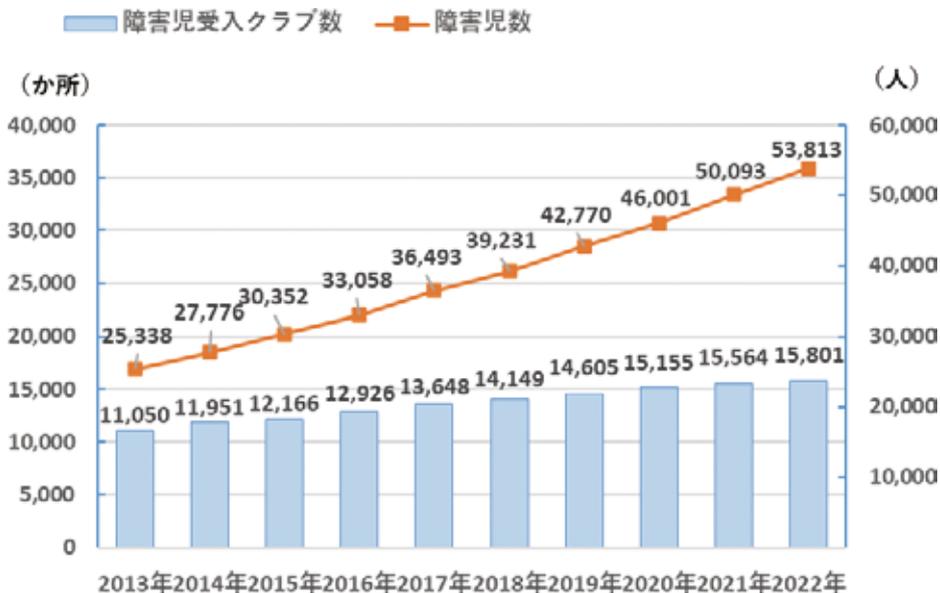
共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を与える放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）においては、療育手帳や身体障害者手帳等を所持する児童に限らず、これらの児童と同等の障害を有していると認められる児童も含めて可能な限り障害のある児童の受入に努めているところである。

障害のある児童の受入を行っている放課後児童クラブは、年々、着実に増加しており、2022年5月現在で、全26,683クラブのうち約59%に当たる15,801クラブにおいて、53,813人を受け入れている状況である。障害のある児童を受け入れるに当たっては、個々の障害の程度等に応じた適切な対応が必要なことから、障害のある児童を1人以上受け入れている放課後児童クラブに専門的知識等を有する職員を配置するために必要な経費を補助しているところである。

また、2017年度からは、障害のある児童3人以上の受入を行う場合について、更に1名の専門的知識等を有する職員を配置するために必要な経費の上乗せ補助や医療的ケア児の受入を行う場合について、看護師等を配置するために必要な経費の補助を行っている。

さらに、2022年度からは、障害のある児童3人以上の受入を行う場合について、最大3名の職員を加配できるよう補助を拡充するとともに、医療的ケア児の受入を行う場合について、看護師等が当該児童への送迎や病院への付き添い等を行った場合の補助を創設しており、障害のある児童が放課後児童クラブを適切に利用できるよう支援している。

■ 図表3-5 放課後児童クラブにおける障害児の受入数の推移



注：各年5月1日時点（2020年のみ7月1日時点）
資料：厚生労働省

(3) 療育体制の整備

ア 障害児支援の充実

障害のある児童に対しては、できるだけ早期に必要な発達支援等を行うことによって、基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要がある。このため、健康診査等により障害の早期発見を図るとともに、適切な療育を実施する体制の整備を図っている。

また、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）の公布に伴う「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）の一部改正等により、障害児支援については、身近な地域で支援を受けられるようにする等のため、従来の障害種別に分かれていた体系について、2012年4月から通所による支援を「障害児通所支援」に、入所による支援を「障害児入所支援」として利用形態の別によりそれぞれ一元化し、障害児支援の強化を図っている。

さらに、学齢期における支援の充実を図るために「放課後等デイサービス」を、保育所等に通う障害のある児童に対して集団生活への適応を支援するために「保育所等訪問支援」を創設した。

また、在宅で生活する重症心身障害児（者）に対し、適切なりハビリテーションや療育を提供し、日中の活動の場を確保するため、予算事業により「重症心身障害児（者）通園事業」を実施してきたが、児童福祉法の一部改正により、2012年度から法定化され、安定的な財源措置が講じられることとなった。

2016年5月に成立した改正児童福祉法により、障害児支援のニーズの多様性にきめ細かく対応して支援の拡充を図るため、重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある児童に対し、居宅を訪問して発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」を創設した。加えて、「保育所等訪問支援」について、訪問先を乳児院及び児童養護施設にも拡大した。

■ 図表3-6 障害児通所支援・障害児入所支援の体系

| 支援 | | 支援の内容 |
|---------|-------------|--|
| 障害児通所支援 | 児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行うもの |
| | 医療型児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援及び治療を行うもの |
| | 放課後等デイサービス | 授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行うもの |
| | 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある児童の居宅を訪問して発達支援を行うもの |
| | 保育所等訪問支援 | 保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行うもの |
| 障害児入所支援 | 福祉型障害児入所施設 | 施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与を行うもの |
| | 医療型障害児入所施設 | 施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導、自立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うもの |

資料：厚生労働省

また、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、2018年12月に取りまとめられた「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」に沿って、2019年10月以降、就学前の障害児について、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、障害児通所支援・障害児入所支援の利用料を無償化している。

2022年6月には、主に未就学の障害児の発達支援を行う児童発達支援センターについて、地域における障害児支援の中核的役割を担うことや、障害児入所支援において、入所している児

童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、都道府県及び政令市を移行調整の責任主体として明確化することについて定めた、改正児童福祉法（令和4年法律第66号）が成立し、2024年4月に施行されるほか、「こども基本法（令和4年法律第77号）」「こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）」等の成立を受けて、2023年4月にこども家庭庁が創設され、こどもまんなか社会の実現に向けて、こども施策の一層の推進が図られるとともに、障害児支援施策は同庁の下で子育て支援施策の中で一元的に推進されることとなった。

イ 地域における支援体制の整備

地域で生活する障害のある児童やその家族を支えるため、児童福祉法に基づき、児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等において発達支援や相談支援等を行っている。

2015年4月には「放課後等デイサービスガイドライン」を、2017年7月には「児童発達支援ガイドライン」を発出し、それぞれの事業について、提供すべき支援の内容や運営に関する基本事項を示すことにより、支援の質の向上を図っている。

難聴児について、難聴を早期に見出し適切な支援を行うことで、難聴児の言語発達を促すことが可能であることから、保健、医療、福祉、教育が連携し、早期支援や早期療育を行う必要性が指摘されている。このため、2019年3月より厚生労働省、文部科学省の両省は「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」に基づき、都道府県における新生児聴覚検査の体制整備の拡充や聴覚障害児支援のための中核機能の強化に取り組んでいる。

2022年2月には、新生児聴覚検査体制の整備、地域における支援（協議会の設置等）、家族等に対する支援（情報提供等）、学校等関係機関における取組等を内容とする、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を策定し、都道府県においては、本指針を踏まえ、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を作成し、地域の保健、医療、福祉、教育の連携体制の確保を進めている。

また、医療的ケア児について、2021年9月、議員立法により、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めた「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年法律第81号）が施行された。

厚生労働省では、「医療的ケア児等総合支援事業」により各都道府県における医療的ケア児支援センターの設置を始め、各地域における支援体制の整備の推進等を行っている。

2023年5月には、2024年度から2026年度末までを計画期間とする「第3期障害児福祉計画」において、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築、各都道府県が難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保すること、各都道府県、各圏域及び各市町村が、医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける「医療的ケア児コーディネーター」を配置すること等を目標とするよう、同計画の基本指針を策定した。

これらにより、障害のある児童とその家族が必要な支援を受け、地域で安心して暮らすことのできる体制の整備を図っている。

3. 社会的及び職業的自立の促進

(1) 特別支援学校と関係機関等の連携・協力による就労支援

障害のある人が、生涯にわたって自立し社会参加していくためには、企業等への就労を支援し、職業的な自立を果たすことが重要である。しかしながら、2022年5月1日現在、特別支援学校高等部卒業者の進路をみると、福祉施設等入所・通所者の割合が約61.1%に達する一方で、就職者の割合は約30.2%となっており、職業自立を図る上で厳しい状況が続いている。

障害のある人の就労を促進するためには、教育、福祉、医療、労働などの関係機関が一体となった施策を講じる必要がある。

このため、文部科学省では、厚生労働省と連携し、各都道府県教育委員会等に対し、就労支援セミナーや障害者職場実習推進事業等の労働関係機関等における種々の施策を積極的に活用することや、福祉関係機関と連携の下で就労への円滑な移行を図ることなど障害のある生徒の就労を支援するための取組の充実を促している。

(2) 高等教育等への修学の支援

障害のある人が障害を理由に高等教育への進学を断念することがないように、修学機会を確保することが重要である。このため、文部科学省では、出願資格について、必要に応じて改善することや、合理的配慮の提供により、障害のない学生と公平に入学試験を受けられるようにするなど、適切な対応を求めている。

また、2016年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）の施行を踏まえた障害のある学生の修学支援の在り方について、文部科学省での検討結果を2017年3月に「第二次まとめ」として取りまとめ、周知することにより、関係者の理解促進や取組の充実を促している。併せて、各大学等に個別に蓄積されてきた知見や支援手法等を共有することにより支援の一層の充実を図るため、補助事業等を通じて、大学等の関係機関の連携ネットワークの構築を支援している。さらに、2021年6月に公布された、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第56号）により、今後、私立の大学等においても合理的配慮の提供が義務化される中、大学等の教職員が出席する会議等を通じて、当該法律改正について周知し、学生の意思等に配慮したきめ細かな対応を要請している。

独立行政法人日本学生支援機構においては、大学等における障害のある学生支援への充実に資するよう、全国の大学等における障害のある学生の状況及びその支援状況について把握・分析するための実態調査、各大学等が適切な対応を行うために参考にできる事例集の作成、理解・啓発促進を目的としたセミナーや実務者育成のための研修会の開催などの取組を継続して行っている。

大学入学共通テストや各大学の個別試験において、点字・拡大文字（大学入学共通テストにおいては、障害のある入学志願者によりきめ細かに配慮する観点から、拡大文字問題冊子について、14ポイント版、22ポイント版を作成）による出題、筆跡を触って確認できるレーズライター（ビニール製の作図用紙の表面にボールペンで描いた図形や文字がそのままの形で浮き上がるため、描きながら解答者が筆跡を触って確認できる器具）による解答、文字解答・チェック解答（専用の解答用紙に選択肢の数字等を記入・チェックする解答方式）、パソコンの利用、試験時間の延長、代筆解答、試験問題の人による読み上げ等の受験上の配慮を実施している。

令和5年度大学入学共通テストの受験上の配慮においては、感染症対策として、昨年度と同様

に試験場内では常にマスクを着用することとなっているが、病気や障害等を理由としてマスクを着用することが困難な入学志願者に対し、事前に配慮申請を行うことでマスクを着用せず別室での受験を可能とすることを「受験上の配慮案内」に記載しているほか、より丁寧な情報提供が行えるよう、配慮内容や申請書類に関する記載について、見直しを行っている。

学校施設については、障害のある人の円滑な利用に配慮するため、従来よりエレベーターやスロープなどのバリアフリー化に関する施設整備を進めるとともに、支障なく学生生活を送れるよう、各大学等において授業支援等の教育上の配慮が行われている。

聴覚障害及び視覚障害のある人のための高等教育機関である筑波技術大学では、社会に貢献できる先駆的な人材を育成すること、及び世界的な視野で聴覚・視覚障害者に対する高等教育の充実と発展に寄与することを教育理念とし、障害特性に合わせた情報保障及び障害補償能力の育成による「伝わる・伝える」教育等を提供することにより、主体的に考え、自律的に行動する力、自立した社会人・職業人として社会に貢献できるコミュニケーション力、さらには、多様な文化を理解し、グローバルな幅広い視野をもって発信・行動する力を身につけた人材の育成に取り組んでいる。

テレビ・ラジオ放送等のメディアを効果的に活用して、遠隔教育を行っている放送大学では、自宅で授業を受けることができ、障害のある人を含め広く大学教育を受ける機会を国民に提供しており、障害のある学生に対しては、放送授業の字幕放送化の推進や単位認定試験における点字出題や音声出題、試験時間の延長等を行っている。

(3) 地域における学習機会の提供

障害のある子供の学校外活動や学校教育終了後における活動等を支援するためには、地域における学習機会の確保・充実を図るとともに、障害のある人が地域の人々と共に、地域における学習活動に参加しやすいように配慮を行う必要がある。

文部科学省では、公民館や図書館、博物館といった社会教育施設について、それぞれの施設に関する望ましい基準を定めるなど、障害の有無にかかわらず、全ての人々にとって利用しやすい施設となるよう促している。

(4) 生涯を通じた学びの支援

障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現とともに、障害のある人が、生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにすることが重要である。2018年3月に閣議決定された「障害者基本計画（第4次）」及び2018年6月に閣議決定された「第3期教育振興基本計画」においても、障害のある人の生涯学習の推進について明記された。

両計画に記載したとおり、文部科学省では、2018年度より「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」として、学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な生涯学習プログラムの開発、実施体制等に関する実践研究及び、生涯を通じた共生社会の実現に関する調査研究を行っている。2021年度の調査研究では、「重度重複障害児者等の生涯学習に関する実態調査」を実施し、その研究成果から、「重度重複障害者の生涯学習『だれでも参加できる生涯学習の機会を作りませんか?』」を事例集として冊子にまとめ、調査研究報告書とともに自治体担当者、大学等に配布した。実践研究は、都道府県が中心となり市区町村や大学、特別支援学校、社会福祉法人等が参画する「地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体

制の構築」、市区町村と民間団体が連携して障害者を包摂する生涯学習プログラムを開発する「地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進」に、2022年度は、新たに「大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築」を加えた3つのメニューで、障害のある人の多様な学びの場の創出や持続可能な体制整備等の実現に向けた取組を実施した。

障害のある人の学びに関する普及・啓発や人材育成に向けた取組では、2019年度からは上記研究事業の成果の普及や、障害に関する理解の促進、支援者同士の学び合いによる学びの場の担い手の育成、障害のある人の学びの場の拡大を目指し、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を主催し、2022年度は全国12か所において開催した。2022年11月には、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現に向けた啓発として、「超福祉の学校@SHIBUYA～障害の有無を飛び超えて、つながる学び舎～」を、特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所との共催で開催した。また、2020年度から2021年度に開催した「障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会」では、人材育成等を促進するための方策や身に着けるべき専門性等について議論し、報告書を取りまとめるとともに、「障害者の生涯学習支援入門ガイド・事例集」を作成し、全国の都道府県の障害者学習支援担当者、市区町村の生涯学習担当者及び、国公立大学図書館等に広く配布した。そのほか、障害のある人の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体に対し、その功績をたたえる文部科学大臣表彰として、56件の対象者を決定し、障害者週間中の2022年12月6日に表彰式を開催した。被表彰者の中から特に優れた取組について、4団体が事例を発表し、その動画をホームページで配信した。

第3章第1節 3. 社会的及び職業的自立の促進

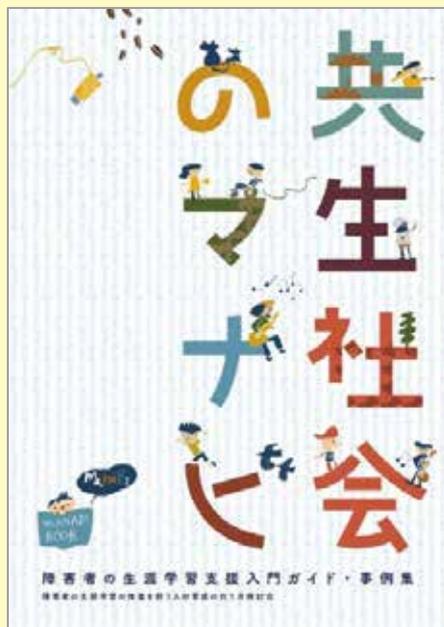
／文部科学省

TOPICS(トピックス) (7)

共生社会のマナビ～障害者の生涯学習支援入門ガイド・事例集～

「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」において、2019年3月に取りまとめられた「障害者の生涯学習の推進方策について（報告）」では、障害者の生涯学習を推進する人材の育成・確保の必要性が指摘され、国の役割として、障害のある人の学びの場づくりを担う人材育成に関する方策の検討や研究成果等の発信が求められた。このことを踏まえ、文部科学省では、2020年9月に「障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会」を設置し、2022年3月に障害者の生涯学習推進を担う人材の育成・活用を促進するための方策等にかかる議論を取りまとめた。

この検討会では、人材育成の在り方の議論と並行して、新たな取組を開始するに当たり必要な視点や方法についても議論され、その基本的な認識や知識、参考となる情報とともに、先進的な事例のエッセンスを盛り込んだ「共生社会のマナビ～障害者の生涯学習支援入門ガイド・事例集～」を作成し、



資料：文部科学省



都道府県、市区町村の障害学習支援担当者や生涯学習担当者、国公立大学図書館等に広く配布した。事例集は、実際に取組を企画・運営する立場の方々にとって、本当に知りたい内容を意識し、親しみやすいデザインで編集している。

事例集は、障害者の生涯学習について「学び」「障害の社会モデル」「合理的配慮」の3つのキーワードと実践の多様性について解説し、事例として、公民館のインクルーシブな学

びや、教育と福祉の連携による講座、知的障害のある人が大学の履修証明プログラムで学ぶ取組、障害のある人本人と一緒に作る地域自立支援協議会での社会参加の取組や工夫、特別支援学校と地域のコミュニティスクールの取組等の紹介と合理的配慮のQ&A等により構成されている。

地方公共団体を中心とした関係者が事例集を参考にしながら、域内における障害者の生涯学習支援の取組の開始、定着、発展等について、検討を行うことを期待している。文部科学省のホームページに掲載しているPDFを掲載しているので、活用いただきたい。



【A4印刷版】「共生社会のマナビ～障害者の生涯学習支援入門ガイド・事例集～」
https://www.mext.go.jp/content/20220323-mxt_kyousei01-000020601_01.pdf

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料